平成２４年（フ）第３２６号
千葉県成田市美郷台２丁目26番地６　ローズハイツ101号
債務者　石原　光良
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２７号
千葉県佐倉市上志津1766番地69　Ｂｅｅアムール105
債務者　石塚　征道
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２８号
千葉県佐倉市上志津1766番地69　Ｂｅｅアムール105
債務者　石塚　亜矢（旧姓風見）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３４号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番48
債務者　佐久間寿子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３６号
千葉県印西市内野１丁目４番地１棟508号
債務者　齊藤　恵一
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３８号
千葉県八街市八街ほ444番地１　ユイットヴィル205号室
債務者　齊藤　謙治
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４０号
千葉県四街道市四街道３丁目３番16―403号
債務者　下世　多恵
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４３号
千葉県成田市並木町25番地21　アイケイハイムＢ棟102号
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４５号
千葉県四街道市めいわ１丁目８番８号　エスポワールオオカワＢ202
債務者　加藤　存生
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４９号
千葉県佐倉市井野1421番地40　グリーンタウンイノＢ105
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６２号
千葉県佐倉市白銀１丁目17番地22
債務者　瀧澤　智臣
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納423番地の４
債務者　大久保文夫
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４５２号
愛知県豊田市乙ケ林町新造152番地２、前住所愛知県豊田市野口町斉の神西325番地24
債務者　三浦　道明
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
愛知県知立市来迎寺町南天白８番地３　カーサビアンカ105号
債務者　関口　幸治
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
岡山県美作市平福897番地１
債務者　松田　良夫
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５２０号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅１―803
債務者　眞境名元和
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１３号
青森県十和田市東十三番町35番６号
債務者　小笠原真紀子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
青森地方裁判所十和田支部